

# 地域生活定着促進事業における 理念と価値



令和5年度 地域生活定着支援人材養成研修

水藤 昌彦 (山口県立大学)  
masa.mizuto1@mac.com

# 本講義の目的

**地域生活定着促進事業の創設の経緯等**を知ることを通じて、  
**事業の理念と価値**について理解する。

# 本日お話ししたいこと

1. 刑事司法と福祉の関係：歴史的展開
2. 地域生活定着促進事業が求められる理由
3. 地域生活定着促進事業の理念と価値

# 1. 刑事司法と福祉の関係：歴史的展開

- 第二次世界大戦以前：慈善篤志家による、感化事業、監獄改良・教誨・出獄人保護事業
  - 社会政策「社会事業」から刑事政策「司法保護事業」へ
- 社会福祉事業法（1951）2条4項1号
  - 更生保護事業は社会福祉事業に含めない
  - 犯罪行為者対応は、社会福祉の対象から分離
- 1960年代：「司法福祉」概念の登場
  - 家庭裁判所・保護観察所の福祉的機能の検討が中心
  - 犯罪行為者への対応は、福祉課題とは認識されず

- 犯罪・犯罪行為者は、社会福祉の対象となる「課題」「属性」にはなりづらかった
  - 高年齢者：犯罪行為との関係は注目されず
  - 障害者：一部の公立施設での収容策的な対応
- 社会福祉による支援につながらない理由
  - ①申請主義、②社会福祉制度の複雑化
- 例外：精神障害者による犯罪行為への対応
  - 刑事責任能力の問題が中心
  - 責任能力がない・著しく減退した人への対応
- 2000年代：少年司法領域外への「司法福祉」の拡大
  - 高年齢者・障害者虐待、家族間暴力、権利擁護など

## 高齢・障がいのある累犯者の「発見」

2003年：山本讓司『獄窓記』（ポプラ社・新潮文庫）

2006年：JR下関駅放火事件

2006～2008年度：厚生労働科学研究『罪を犯した知的障がい者の地域生活支援に関する研究』（研究代表：社会福祉法人南高愛隣会理事長 田島良昭）



厚生労働省・法務省による政策的対応  
= **矯正施設からの釈放段階での支援体制整備**



## 『罪を犯した知的障がい者の地域生活支援に関する研究』

- ① 刑務所には、知的障害の可能性のある受刑者が相当の数収容されている。
- ② このうち療育手帳を所持しているのはごく一部にとどまる。
- ③ 福祉の支援を受けることなく、比較的軽微な犯罪を繰り返している。
- ④ 釈放時援助が乏しく、社会生活が一層困難になり、累犯化している。



**制度の狭間にあって、福祉が届かない人たち**

## 社会背景・刑事政策上の要請

- 2000年前後：刑法犯認知件数の増加・検挙率の低下
  - 社会における「**犯罪不安**」の増大
  - 刑務所における「**過剰収容**」の問題化
- 2003年：『犯罪に強い社会の実現のための行動計画』
- 2008年：『犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008』
  - 高齢・障害のある刑務所出所者に福祉と連携して対応する施策**が初めて明示
- 各種の犯罪対策において、**高齢・障害のある累犯者の問題**が取り上げられるように



## 再犯防止推進法

「再犯の防止等の推進に関する法律」(2016年12月14日施行)

- 再犯防止に向けた社会における職業・住居の確保等
  - **保健医療サービス及び福祉サービスの提供**(第17条)
- 国による「**再犯防止推進計画**」(2023年3月 第二次計画)
  - ① **就労・住居の確保**、② **保健医療・福祉サービスの利用の促進**、③ 学校等と連携した修学支援の実施、④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施、⑤ **民間協力者の活動の促進**、⑥ **地域による包摂の推進**、⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備
- 都道府県、市町村に「地方計画」策定の努力義務
  - 地域福祉計画の一部として策定する動き

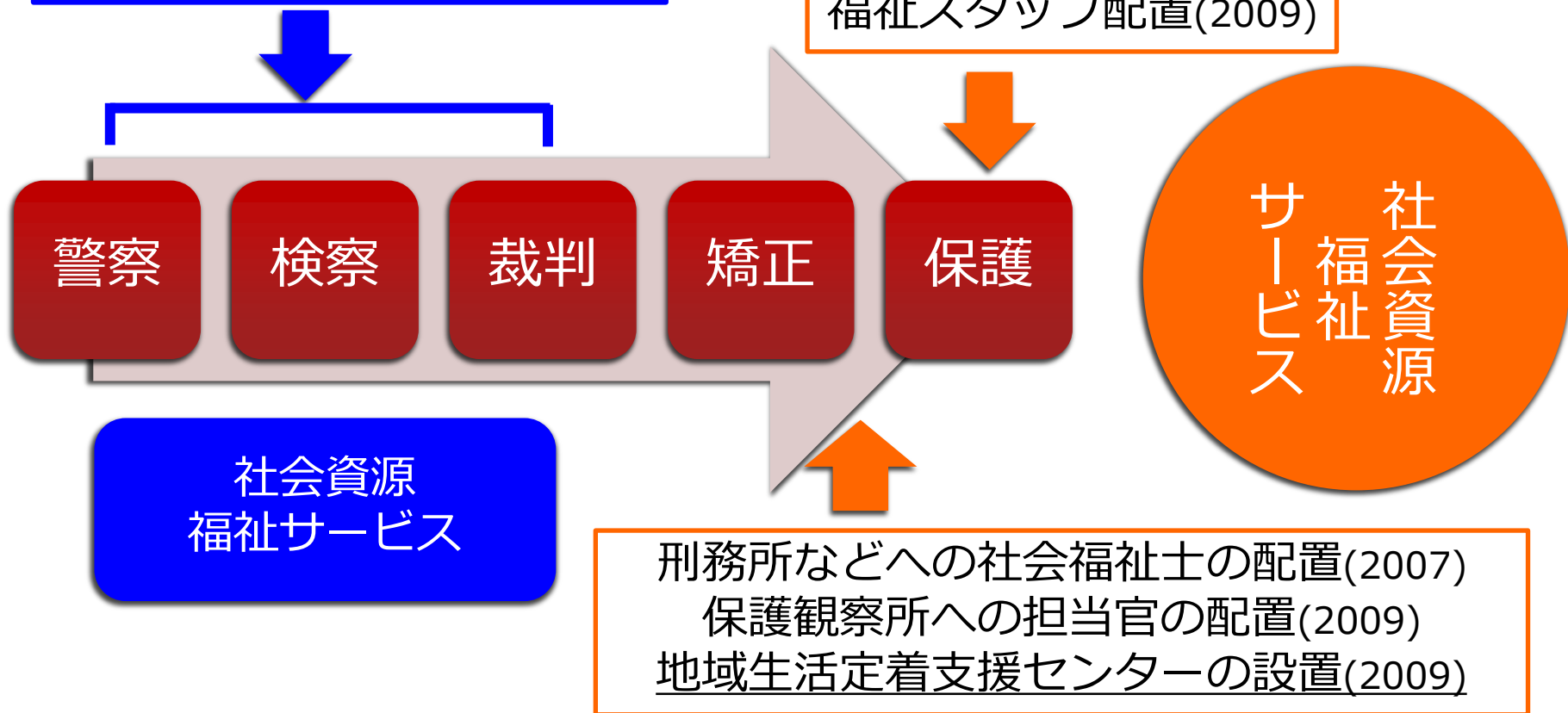
## 刑法等の改正：刑事司法と福祉・対人援助の連携の視点から

- 2023年公布 →公布の日から3年以内の施行
- **刑法**：「**拘禁刑**」の創設 →改善更生を図るために必要な作業を行わせ・指導を行う
- **刑事収容施設法**（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律）：  
①拘禁刑受刑者等に対する矯正処遇に係る規定の整備、  
②被害者等の心情等の考慮に係る規定の整備、  
③社会復帰支援の充実
- 拘禁刑のもと、施設内処遇はどのように変化するのか？
- 2023年3月「刑事施設における更生支援計画書の活用について（通知）」（法務省矯成第474号）

## 2. 地域生活定着促進事業が求められる理由

被疑者・被告人段階における  
介入・支援(2010年代)  
被疑者等支援事業(2021)

指定更生保護施設に  
福祉スタッフ配置(2009)



## 刑事司法のみによる対応の課題

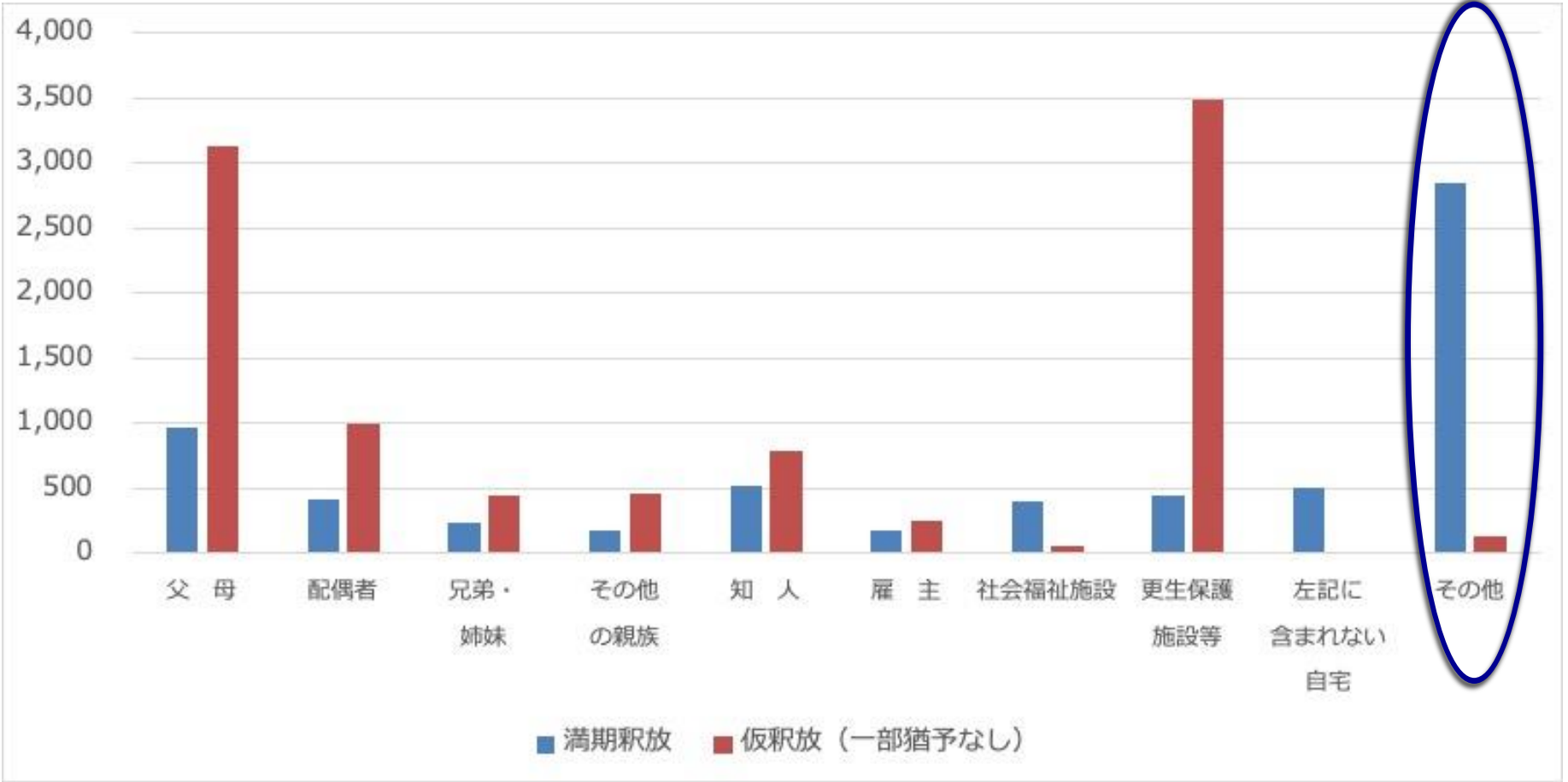
### 【課題 1：刑務所における処遇】

- 規則正しい生活 + 労働習慣の習得中心
- 自発的行動の制限 → 社会での生活への影響
- 近年の動き：刑法・刑事収容施設法・更生保護法の改正
  - **拘禁刑**の創設 → 改善更生のための作業・指導
  - 受刑者への「**社会復帰支援**」の導入
- 高齢・障がいのある受刑者にとっての問題：**過剰適応ある**  
**いは機会制限** → **適応行動の弱化・消失**

## 【課題 2 : 釈放時の援助】

- 刑務所からの釈放：「仮釈放」と「満期釈放」
- 仮釈放 = 帰住地・身元引受人が確定 + 保護観察
- 満期釈放者は... X 行き場・ X 頼る人 = 十分な支援なく釈放
- 社会的役割・頼ることのできる人間関係が犯罪の抑止に有効
  - 拘禁 = 社会生活からの切断 → 仕事・家族関係の喪失
- 受刑の繰り返しによる、社会的孤立の悪化
- 高齢者・障がい者にとっては、問題はさらに深刻

# 釈放種別と帰宅先



(2021年矯正統計年報をもとに作成)

### 3. 地域生活定着促進事業の理念と価値

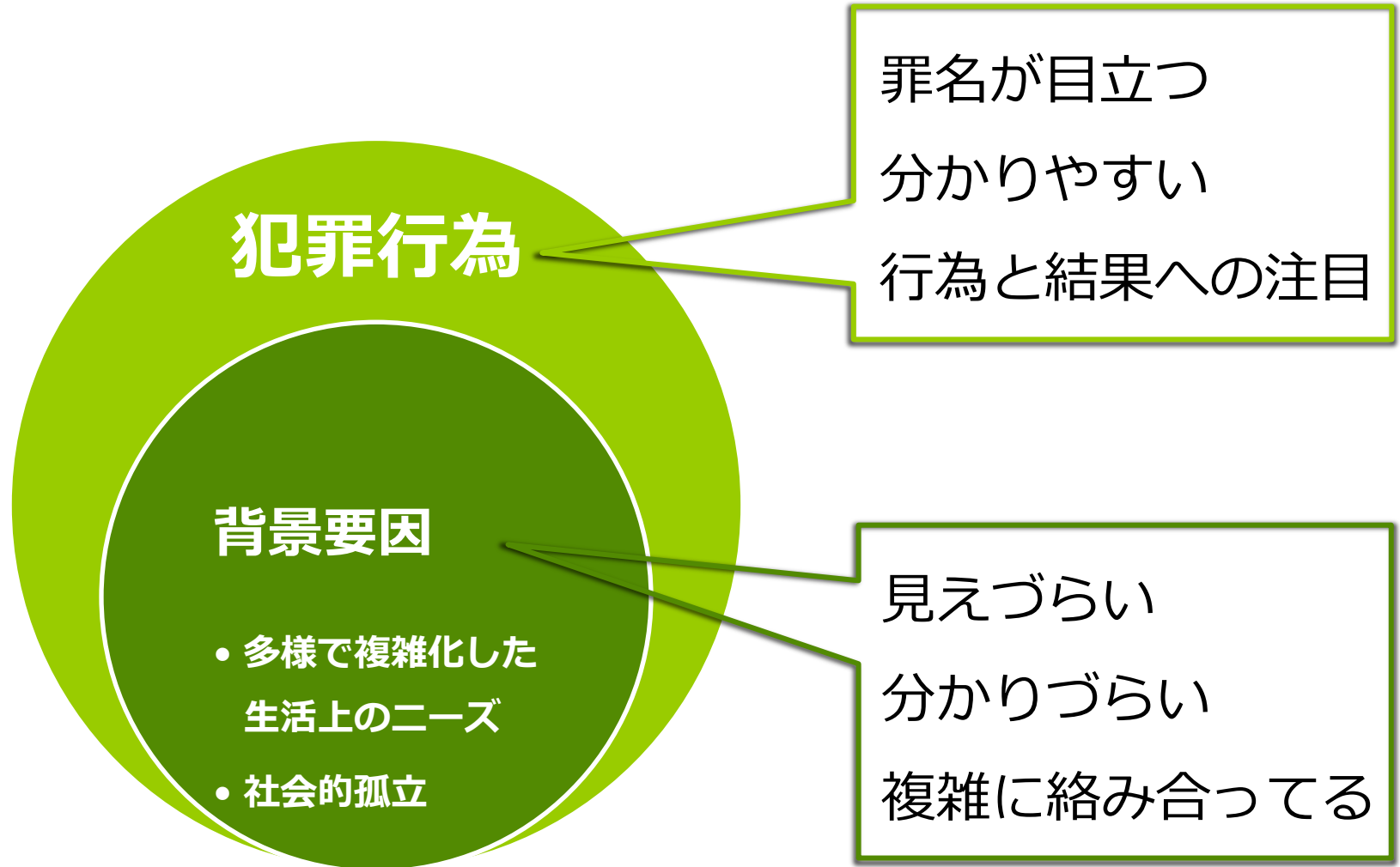
- 犯罪行為の背景にある、生きづらさ・社会的孤立
- 制度の狭間にあって、福祉が届かない人たち
- 社会として、本人が犯罪から離脱するための支援



地域生活定着促進事業 = 対人援助・ソーシャルワーク

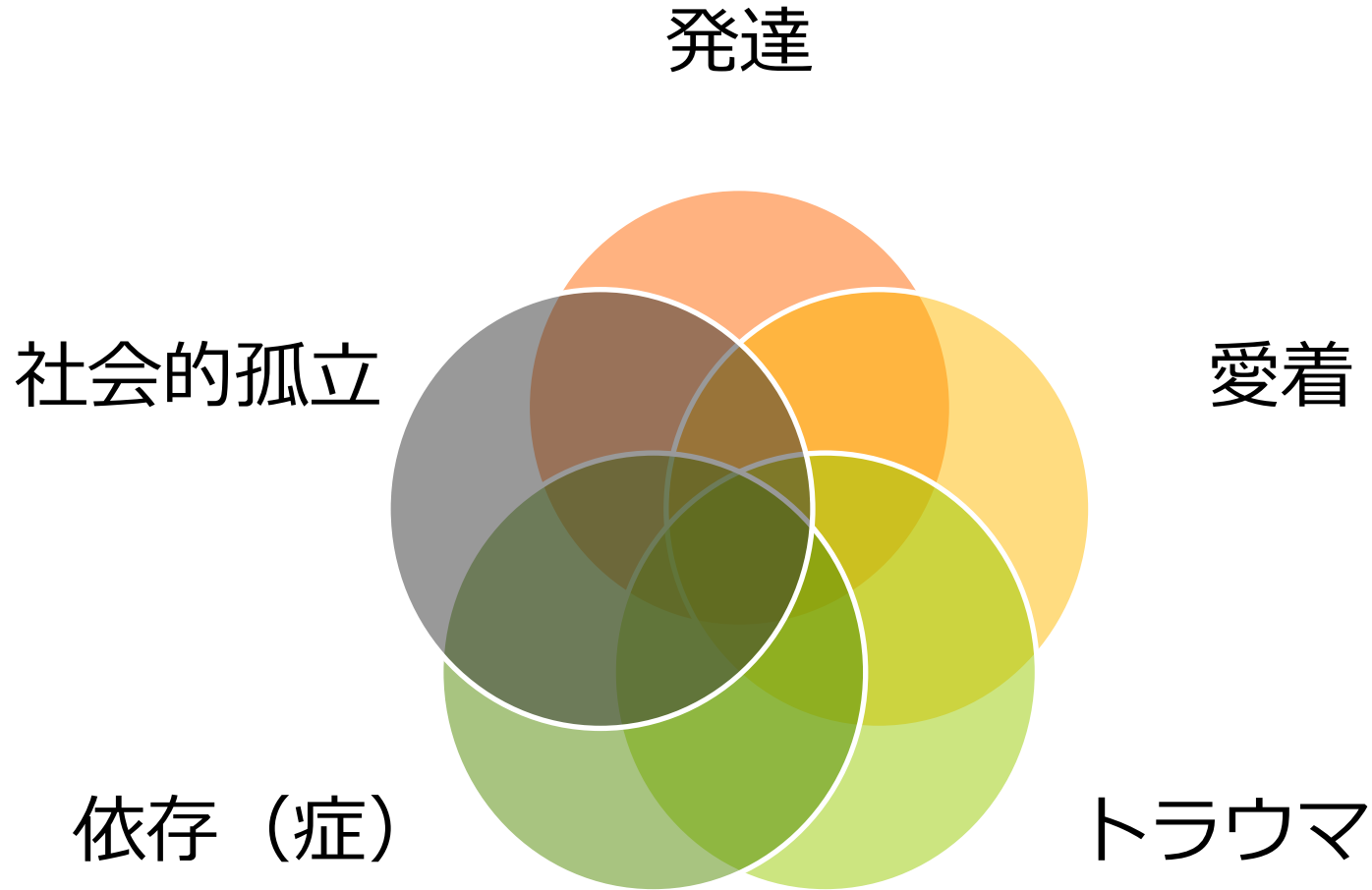
「再犯防止」は支援の結果であり、目的ではない

## 犯罪行為による背景要因のマスクング





背景要因 = 本人への理解を深めるための着眼点



## 当事者 = 多様で複雑化した生活上のニーズをもつ人

- ✓ 状況への対処を困難にする「個人」と「周囲」の事情
- ✓ 自分なりの対処 → 刑事司法機関との接触を誘発
- ✓ 「犯罪をした者」としてのラベリング
- ✓ 強固な「犯罪者イメージ」による排除 = 社会的孤立の悪化



生活モデル：個人と環境の相互作用への着目  
ソーシャルサポートの視点による「伴走型支援」

# 社会的排除／社会的孤立と生きづらさ、という事情

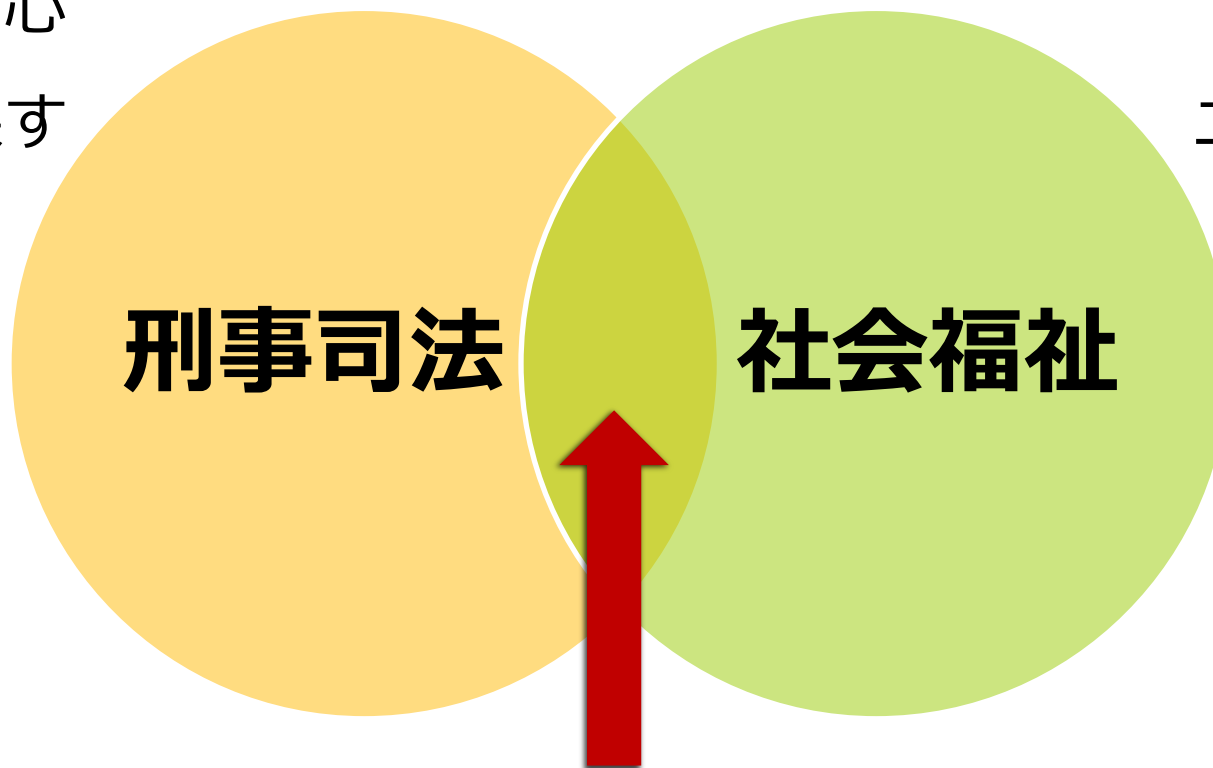


# 社会的包摂のイメージ



# 地域生活定着支援センターの独自性：媒介者の役割

犯罪が中心  
制裁を課す  
他律的  
リスク



人が中心  
ニーズ充足  
自律的  
つよみ

- ① 刑事司法機関の文化・事情に対する理解
- ② 社会福祉の価値に基づく、犯罪行為からの離脱支援の経験
- ③ 地域の社会資源・事業所などとのネットワーク

# 簡単なまとめ

## 地域生活定着促進事業の創設の経緯

- 刑事司法と社会福祉の制度の狭間にある人たちの発見
- 高齢・障害のある犯罪行為者への福祉による支援
- 「出口支援」から「入口支援」への広がり

## 事業の理念と価値

- 地域生活定着促進事業は、刑事司法と社会福祉のあいだを媒介する役割を担った「対人援助」
- **社会福祉の価値に基づき、犯罪行為からの離脱支援**